

●香川県告示第508号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成20年11月21日から平成20年12月5日まで志度漁業協同組合において縦覧に供する。

平成20年11月21日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 発起人の住所及び氏名

さぬき市志度5382番地20 河内 一夫

さぬき市志度4867番地12 岡本 哲

さぬき市志度5382番地51 茨 秀則

2 加入区の名称

志度加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

志度漁業協同組合